

施設名	西秋川衛生組合ごみ処理施設(焼却施設)	2号系	炉
施設住所	あきる野市高尾521		

平成26年度維持管理状況報告書(焼却施設)

平成	26	年度	維持管理上の基準値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一般廃棄物															
種類		-		都市ごみ											
焼却量 (トン)		-		739.56	1,813.67	500.19	1,672.69	1,720.61	784.67	1,721.86	759.60	-	1,394.95	1,596.47	499.81
燃焼室中の燃焼ガス温度															
測定を行った位置		-		熔融炉内ガス温度											
測定結果の得られた年月日		-		4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	-	1/31	2/28	3/31
測定結果 (°C)		800以上		1,224	1,209	1,179	1,186	1,172	1,181	1,178	1,182	-	1,209	1,203	1,203
集塵装置に流入する燃焼ガス温度															
測定を行った位置		-		バグフィルタ入口											
測定結果の得られた年月日		-		4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	-	1/31	2/28	3/31
測定結果 (°C)		概ね200		175	175	175	175	175	175	175	175	-	175	175	175
排ガス中の一酸化炭素濃度															
測定を行った位置		-		触媒反応塔出口											
測定結果の得られた年月日		-		4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/31	11/30	-	1/31	2/28	3/31
測定結果 (ppm)		100以下		6	7	6	6	7	6	5	7	-	4	4	4
冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去した年月日															
年月日		-		4/8	-	6/23	-	-	9/10	-	11/29	-	-	-	3/25
排ガス中のダイオキシン類															
排ガスを採取した位置		-		煙突の中央部採取口											
排ガスを採取した年月日		-		-	5/2	-	-	8/6	-	-	11/6	-	-	2/6	-
測定結果を得られた年月日		-		-	6/27	-	-	10/24	-	-	12/29	-	-	3/31	-
測定結果 (ng-TEQ/m³N)		0.01以下		-	0.00011	-	-	0.000056	-	-	0.000053	-	-	0.00010	-
排ガス中のばい煙量又はばい煙濃度															
排ガスを採取した位置		-		煙突の中央部採取口											
排ガスを採取した年月日		-		-	5/2	-	-	8/6	-	-	11/6	-	-	2/6	-
測定結果を得られた年月日		-		-	6/27	-	-	10/24	-	-	12/29	-	-	3/31	-
測定結果	硫黄酸化物	(m³N/h)	*	-	<0.01	塩化水素の測定結果が維持管理上の基準値を超えたため、除去剤の重層量を増加して対処しました。その結果は、く2 となりました。									
		(ppm)	5以下	-	<1										
	ばいじん	(g/m³N)	0.005以下	-	<0.001										
	塩化水素	(ppm)	10以下	-	14										
	窒素酸化物	(ppm)	40以下	-	15										
排ガスを採取した年月日		-		-	5/2	-	-	8/6	-	-	11/6	-	-	2/6	-
測定結果を得られた年月日		-		-	6/27	-	-	10/24	-	-	12/29	-	-	3/31	-
測定結果 (m³N/h)		*		-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-	-	<0.01	-
測定結果 (ppm)		5以下		-	<1	-	-	<1	-	-	<1	-	-	<1	-
測定結果 (g/m³N)		0.005以下		-	<0.001	-	-	<0.001	-	-	<0.001	-	-	<0.001	-
測定結果 (ppm)		10以下		-	14	-	-	6	-	-	5	-	-	4	-
測定結果 (ppm)		40以下		-	15	-	-	9	-	-	18	-	-	12	-

注意 排ガス中の一酸化炭素濃度及びばい煙濃度の測定結果は、酸素濃度12%換算値とする。

※ 硫黄酸化物の基準値は、k値規制(地域規制)が総量規制のため、排出ガス温度、排出ガス量及び排出ガス流速により変化する。